

徳島県教育委員会規則第十号

徳島県立高等学校通学区区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十四日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立高等学校通学区区域等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立高等学校通学区区域等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三の項高等学校の欄中

「  
徳島県立城東高等学校  
徳島県立城南高等学校

」  
を  
「  
徳島県

立城南高等学校  
」に改める。

別表第二の表中

「  
徳島県立城ノ内高等学校

」を

「  
徳島県立城東高等学  
徳島県立城ノ内高等

学校

」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、令和三年四月一日以後に高等学校に入学する者に係る通学区区域から適用し、同日前に入学した者に係る通学区区域については、なお従前の例による。